

松山市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市広告事業実施要綱（平成18年要綱第27号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、松山市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、松山市広告掲載基準（平成19年1月5日施行。）以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦55ピクセル 横150ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNG。
- (3) 容量 4kb以下

2 前項と異なる規格については別途定める。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は市長が指定する。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、別途市長が定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月を単位として、最長1年間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告の募集方法は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 広告代理店を通じて広告主を募集する方法
- (2) 公募により、広告主を直接募集する方法

2 前項の募集を行う場合には、必要事項を市ホームページに掲載するものとする。なお、広告代理店を通じて広告主を募集する場合には、広告代理店の連絡先等を合わせて表示する。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、松山市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を市長が定める期限までに資料を添えて、直接または郵送で申し込むものとする。

2 広告代理店を通じて広告主を募集しているものについては、広告代理店が本市に代わって審査及び申込を行うものとする。

3 市長は、前二項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

4 申込締切は、掲載を開始する月の前月の20日までとする。

（広告掲載の決定）

第9条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は年度当初の掲載申込みのあった広告について、掲載希望月数の多いものを先順序とする。ただし、掲載希望月数が同じである場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

（1）国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

（2）市内に主たる事業所、営業所、店舗等を有する企業等

（3）前2号に掲げる以外のもの

3 前項の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

4 市長は、年度途中で空き枠が発生し追加で募集するときは、申し込み順に当該広告掲載の可否を決定するものとする。

5 市長は、申込者に対し、その決定の内容を松山市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）又は松山市ホームページ広告非掲載決定通知書（様式第3-1号及び3-2号）により通知しなければならない。

6 松山市ホームページ広告掲載決定通知書には、掲載する広告枠を指定して通知する。

（広告掲載料の納付）

第10条 前条の規定により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、申込者が当該ホームページ広告枠の広告代理店である場合には、契約書に定められた額及び方法により支払うものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、広告原稿（画像データ）を作成し、市長が指定する期日までに提出

しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告原稿（画像データ）の提出があったときは、その内容及びリンク先について、松山市ホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、要綱及びこの要領（以下「要綱等」という。）に違反していないこと、その他提出された広告原稿（画像データ）が適当であることを確認するものとする。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ）が適当でないことを認めるときは、広告主に対し広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求めるものとする。

（リンク先の変更の求め等）

第12条 市長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が要綱等に違反し、適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

（1）指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（2）指定期日までに広告原稿（画像データ）の提出がないとき。

（3）第11条第3項及び前条の規定による変更を広告主が行わないとき。

（4）その他市ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 本市は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料は、返還しない。

（広告等の変更）

第14条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに、松山市ホームページ掲載広告等変更申込書（様式第4号）を市長に提出し、承認を得るものとする。

3 市長は前項の規定による変更の申込みの内容について審査し、変更を承認するときは、松山市ホームページ掲載広告等変更承認通知書（様式第5号）により、広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取りやめの申出）

第15条 広告主は、松山市ホームページ広告掲載取りやめ申出書（様式第6号）を提出して、市ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、掲載した広告を削除するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告を削除した場合で、当該広告を削除した日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残りの月数が3月以上あるときは、当該残りの月数から2月を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載料の返還）

第16条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主及び広告代理店のいずれの責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主及び広告代理店のいずれの責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。

3 月の途中で掲載することができなくなった場合における前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 次に掲げる事由により、本市が市ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の期間が1日（24時間）を超えない場合は、広告掲載料を返還しない。

（1）機器等の保守又は工事を行う場合

（2）天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第17条 広告主は、市ホームページに掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利の侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、指定したリンク先のホームページが、ウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちに本市に報告するものとし、本市はこの報告を受けたときは、リンク先のホームページの安全が確認できるまでの間、当該ホームページへのリンクの削除又はリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、既に納付されている広告掲載料の返還及び損害賠償の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第18条この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要領は、平成19年2月19日から実施する。

付 則

この要領は、平成22年2月15日から実施する。

付 則

この要領は、平成25年2月15日から実施する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成26年2月3日から実施する。